

令和2年度 第8回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和2年11月11日 開会

令和2年11月11日 閉会

みどり市教育委員会

令和２年度第８回みどり市定例教育委員会会議録

令和２年１１月１１日（水曜日）

議事日程

令和２年１１月１１日（水曜日）午前９時開議

- 日程第 １ 会議録署名委員の指名
 - 日程第 ２ 会期の決定
 - 日程第 ３ 教育長報告
 - 日程第 ４ 議案第３９号 教育長の臨時代理に関する承認について（工事請負契約の締結について）
 - 日程第 ５ 議案第４０号 教育長の臨時代理に関する承認について（財産の取得について）
 - 日程第 ６ 議案第４１号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和２年度教育費一般会計補正予算（補正第４号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第３号））
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（５人）

教 育 長	石 井 逸 雄		
職務代理者	金 子 祐次郎	委 員	山 同 善 子
委 員	岩 野 ひろみ	委 員	石 戸 悦 史

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	星 野 和 弘	教育総務課長	金 高 吉 宏
学校教育課長	加 部 豊	社会教育課長	割 田 隆 久
文化財課長	藤 生 智 子	富弘美術館事務長	横 倉 智恵子

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	正 田 一 仁	総 務 係 主 査	小 林 洋 行
----------	---------	-----------	---------

◎開会・開議

午前9時00分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和2年度第8回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番4番の岩野ひろみ委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第2 会期の決定

○教育長 日程第2、会期の決定ですけれども、令和2年11月11日、本日1日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

◎日程第3 教育長報告

○教育長 次に移ります。日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長報告事項ということで、1枚紙をごらんください。何点かお話をさせていただきたいと思います。

ごらんのとおり、いろいろな会議が中止や書面開催となっている部分については、相変わらず同じでございます。そんな中で、10月20日に総務文教常任委員会協議会。10月28日に総務文教常任委員会協議会、議会全員協議会。29日に第2回臨時議会というところがございますけれども、これについては、先ほど配った執行部に対して二代表制における議会の役割を尊重するよう要請する決議という決議文がだされたことも含めて、このあと部長のほうから議会関係については、まとめて報告をさせますので、私のほうは先へ進ませていただきます。

きょう、お話をさせていただきたいのは、10月31日にボーイスカウト桐生スカウトクラブ20発足10周年記念式典祝賀会が行われ、私もそこに行っていました。ボーイスカウトで指導していただいている方々がたくさんいるのですが、ボーイスカウトの制度がいろいろあって、ビーバースカウトは小学校1、2年生、カブスカウトは3から5年生、ボーイスカウトは小学6年生から中学3年生、ベンチャースカウトは中学3年生から18歳まで、ローバースカウトは18から25歳までというところで、25歳を過ぎるとボーイスカウトの組織に入れないことになっています。

しかし、実際には、それを過ぎた方で指導者を兼ね様々な活動でボーイスカウト活動を支援しているOBの方々がたくさんいて、ある程度年齢が達した上の人たちは年齢制限がなかったのでローバースカウトにいられたのですが、その人たちの年齢制限が25歳までになってしまったので、26歳以

上の人たちがたくさんいて、その人たちが活動したり支援したりできるように発足したのが、桐生スカウトクラブ20という組織だということを私も初めて知りました。

これまで、桐生・みどり地区でボーイスカウト活動を支えてこられた多くの先達も含めた皆さんが加盟しているクラブの発足10周年記念式典祝賀会ということで、催されました。これについても、本当に3密対策をしっかりとった上での式典祝賀会ということでありました。

11月2日に第2回東部地区人事会議と書いてありますけれども、これについては、今年度末の教職員人事の大きな枠組みを東部管内の教育長と東部教育事務所の所長が集まって、確認をしたということですので、これから具体的な人事が動いていくというところでの、会議でございました。

11月4日に定例校長・園長・副校長会ということですが、これについては、初めてリモート会議で行いました。きのう行った教頭会議もリモート会議で行いましたけれども、特に支障もなく、私も画面を見たのですが、全部の校長先生、教頭先生方の顔が見えるというところでは、今後、こういうやり方もあると感じたところでございます。

さらに、11月4日に群馬県予算に対する要望活動ということでもありますけれども、みどり市として、みどり市教育委員会、群馬県教育委員会、それから群馬県に来年度予算に対する要望活動ということで、私のほうが出向いて、県の教育長さんをお願いしてまいりましたけれども、大きく2点ありました。

GIGAスクール構想の中で、県が指定したソフトに対しては、2分の1の補助金がでるということでもありますけれども、それは今年度いっぱいという枠組みでしたが、実際に入ってくるのが1、2月ということでソフトが使えるようになるのは2、3月というところでの残り1、2か月分の2分の1の補助ということの枠組みが動いているわけですが、これをぜひ広げていただきたいという要望が1つ。

それから、GIGAスクール構想の整備が終わったあとの年間の維持経費が、試算すると毎年約3,000万円近くかかるというところがございますので、県としてもこの維持管理費に対する補助制度を新設していただくということと、国のほうにも働きかけていただいて、全国で動いているGIGAスクール構想がしっかりと進められるように、財政的に苦しい部分については、国や県のほうで財政措置をしてほしいという、そんな2点のところでも要望に行っていました。

それから、11月4日と7日に職員採用試験判定会議と職員採用試験面接がありますけれども、判定会議については、大卒者の受験者に対する判定会議ということと、高卒者を対象とした採用試験面接ということで、私も対応してまいりました。

結果、状況等については、私のほうから話ができる内容ではございませんので、そこに教育長として同席したということで報告をさせていただきたいと思います。

11月10日に県市町村教育長協議会第2回定例会及び第3回市町村教育長人事会議という2つの会議が催されましたけれども、第3回市町村教育長人事会議につきましては、先ほど東部で申し上げたのと同じように、今年度末の人事に対して県の教育委員会としてこんなふうに進めていきたいとい

うことと、人事異動の規模については、これぐらいの規模を計画しているというところでの協議がなされたのが人事会議でございます。

その前の教育長協議会第2回定例会のところで1点だけ皆さんにお示ししたいのは、第2期教育大綱骨子（案）についてというのをごらんいただくと分かりますように、これは、群馬県教育委員会が定める教育大綱で、令和3年度から令和7年度までの5年計画ということで、今、案を作成して練っているところでありましたけれども、その案の段階で少しだされたものなのです。

見ていただくと分かりますように、大きくこれまでと変わってきた部分について、片仮名文字が非常にふえてきたということもございまして、ICTの活用による教育のイノベーションというところもでてきたり、SDGsの考え方も取り入れたいというところの中においては、今、教育界だけでなく、大きく日本全国の中で進んでいる動きを取り入れながら、群馬県教育委員会とするとこういう大綱を考えているということです。

左側は第1期ですから、現在動いている部分ですけれども、1から6までであるところについては、片仮名文字が1つもないのですけれども、第2期の政策の方向性というと右側にありますように1から10までありますけれども、1から3番までが、これまでにはないような部分が入ってきたというところですよ。

それから、10番の生涯学習社会の人生100年時代を豊かに生きるという部分が、しっかりでてきたということでもあります。そんな意味では、SDGsの考え方も根底に据えながら、社会全体のデジタル化、それから、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式に対する教育の方向性というところも含めた形での骨子が、今、検討しているということでの報告がございました。

ですので、県の教育委員会の教育大綱が示されてきますと、これに基づく部分では、みどり市教育委員会としてもこれらを反映させた形で全県でこの骨子のもとに務めていかななくてはなりませんので、この辺のところは来年度以降、私たちもかなり意識をしていかなければならないところありますので、きょう案ということですが、資料として用意させていただきました。

その中の、キーワードとなるのが骨子（案）の基本方針の1番、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、以下の2つの視点から教育を展開していくというところの中の2つ目、未来を切り拓く力を持った始動人ということが新たにできました。

これから、様々なことを切り拓いて、動き出していく人ということでは、新たな部分にどんどんチャレンジして起業したり、新たなことを起こしたりという、自ら動きを起こせるような人を輩出していくというところをだしていくということがありましたので、今後、この言葉が大きく群馬県の教育の目指す方向として、育成すべき人の姿の象徴する言葉になってくるのだらうと思いました。

以上が教育長報告ということですのでけれども、皆さんのほうから何かご質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長 それでは、議会関係のところについて、部長から説明をしていただいて、皆さんのほうからご意見いただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○教育部長 まず、10月29日に臨時議会をお願いいたしまして、提案いたしますと、笠懸西小学校（仮称）の建物の本体工事と電気設備工事と機械設備工事の3つの工事の入札が終わりまして、仮契約ができ議会の議決が必要ということで、その3件があがっております。

あと1つは、GIGAスクールのタブレットが群馬県の共同調達ということで、群馬県のほうで決まりました業者とみどり市で仮契約ができ、4,009台のタブレットということで、これも議会の議決案件となりましたので、臨時議会をお願いしました。

そして、臨時議会ということですので、事前の説明ということで、前日の10月28日に総務文教常任委員会協議会と全員協議会を開いていただきまして、そこで説明をし、次の日の臨時議会に臨みました。

常任委員会を先に行って、説明しました。基本的には先ほどの工事関係が主になっていて、議員の意見とすると今回の本体工事の関係につきましても、給食室が設計の中にはないというところがありまして、「給食室が設計に含まれていないということは、そもそもセンター方式ありきで進んでいるのではないか」という意見でありますとか、3月に附帯決議を受けて進んでいる中では、「検討委員会は どうして議会の意見を聞かないで進めているのか」という意見がでております。

そういう中でも、ほかの議員からは、「基本的には、我々議員はみどり市の議員であるので、市全体を考えて検討していく必要があるのではないか」というような意見もだされました。

GIGAスクールについては、特に大きな質問はなかったのですが、ユーザーのほうもどれくらいになっていくかというような話が少しでたというところでございます。

そのあと、午前中に常任委員会が設定されまして、次に議会全員協議会というような動きになりました。議会全員協議会になった時に、先ほどの笠懸西小学校（仮称）の本体工事についてになりますけれども、7月に議会、常任委員会等で9月の臨時議会ではなく、通常のだ例会のほうに本体工事等の締結の議案がだせると思いますというように説明をさせていただいていたのですが、9月の議会の時に、コロナ関係でいろいろな数値がでてくる中で、少しでも設計に反映をさせたいので少し時間をいただきたいということで、臨時議会を10月をお願いしたという経過があります。

その中で、議員からの質問は、設計については9月7日にきちんとできあがって、市長の決裁も受けていて、14日には報告ということで一般に入札の募集をするということがだされている中では、「議会がまだ開会中であつたわけだから、そのところで詳しい説明がなかったということがおかしいのではないか。議会軽視ではないか」というようなところが主な意見としてだされました。

そういうふうな中で、議会とすると1か月遅れたことを説明できなかったところについては、議会軽視ではないかという話がありまして、一旦、全員協議会を中断して代表者会議を開催し、内容を検討した結果、全員協議会についてはほかの説明は資料を見れば分かるということで、説明が中断されてしまいました。

そして、29日の臨時議会の議決案件4件については、全員賛成ということで本契約ができたということになったわけですが、皆さんのところに1枚紙をお配りしましたが、執行部に対して二

元代表制における議会の役割を尊重するよう要請する決議というのも、このあと決議をされて閉会となりました。これについては、今回の笠懸西小学校（仮称）の関係が主にできていっているという格好になっております。

簡単ではありますが、そのような状況で、議案は全員一致で可決されたのですが、議会説明等が不足しているというところで決議をいただいたという状況になっております。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。皆さん、お手元に決議文をごらんになっていると思いますが、附帯決議における議会の意思が反映されたとは言い難く今日に至っており、極めて遺憾であるというところが、1つ大きくご指摘をいただいた部分であります。

この中では、アレルギー対策を進めるというところでありましたけれども、これについては、計画的に進めてきているので、一定の理解は得られているのかなというところがあります。笠懸西小学校（仮称）の給食提供方式を自校方式で検討してほしいというところについての回答がないというところであるというご指摘かと思えます。

しかし、そこでの指摘も受けて、市長が笠懸西小学校（仮称）だけ考えるのではなく、笠懸地区全体の給食提供方式を第三者も含めた検討委員会を設置して、早急に検討させて結論をだしたいということで議会に答弁していますので、教育委員会とすれば、その動きにのっとった形での現在、検討委員会を開催している途中でございますので、これについては全く議会から指摘されたことを無視して動いているということではなく、それを受けた上での対応を進めているという認識に立ってはいったところですが、議会とすると、議会の意思が反映されたとは言い難く今日に至っており、極めて遺憾であるという形でのお叱りをいただいたところであります。

それから、加えてというところについては、先ほど、部長から話があったところでございますけれども、大きな予算を執行するにあたっての議会への説明が不十分であったということでのお叱りを受けたということでありますので、これについてはしっかりと重く受け止めながら、丁寧に説明をして対応していかなければならないと思っているところであります。

議会関係について、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 続きまして、教育長に委任された事務の管理・執行状況に関する報告ということで、今回は教育総務課のほうから説明をしていただいて、皆さんのほうからご意見いただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長 委任された事務の管理・執行状況報告のポイントということで、今回は、第3回みどり市笠懸地区学校給食提供方式検討委員会の内容でございます。

1枚めくっていただきますと、経過報告が第1回、第2回とありまして、裏面に第3回の開催内容が書かれております。それ以下の資料につきましては、当日、示させていただいた資料でございますので、後日、目をとおしていただきたいと思います。総合教育会議でもご説明をさせていただきましたので、かいつまんで説明をさせていただきたいと思います。

第3回検討委員会につきましては、令和2年10月29日、木曜日に笠懸小学校で試食を行ったあとに行いました。12時からということで、出席委員さん11名、給食室をガラス越しに見て調理風景もスライド等で確認をさせていただきました。12時半から自校方式、センター方式の給食の試食を行いました。この試食を行った段階では、委員さんからは「両方ともとても美味しかった」、「両方とも差はないのではないか」というお話がございました。1時20分から会議を開催させていただきました、傍聴の方にお入りいただき、今回、金子委員さんと山同委員さんにも傍聴していただき、あとは一般の方1名で、合計3名の方に傍聴をいただきました。

議題につきましては、初期投資、維持管理運営費にかかる費用の検証と概算費用の比較の整理ということで、今回は費用面についての話し合いをさせていただきました。事務局からの説明では、前提条件として児童生徒数の推移を踏まえた施設、必要な用地を購入する場合と私有地を活用する場合の2パターンで想定することと、アレルギー対応室の有無の両方を想定することということで、3つの前提条件をおきました。

自校方式においては、アレルギー対応室を設ける場合には、初期投資として17億4,000万円、年間経費として2億円、合計で19億4,000万円。それから、自校方式においてアレルギー対応室を設けない場合は、初期投資として17億1,000万円、年間経費として1億6,000万円、合計で18億7,000万円。センター方式では、初期投資として15億4,000万円、年間経費として1億2,000万円、合計で16億6,000万円と見込んだということでございます。

自校方式のほうが経費ともに多くなる見込みであるということ、調理終了から給食までの時間が短いこと、調理員との距離が近いこと、匂いを感じることができるなどの良さもあるということもつけ加えて話をさせていただきました。

そのあと、各委員さんは、笠懸地区の給食施設の課題解決に向けて、それぞれの提供方式の評価をしていただきたいというお話をさせていただきました。最終評価を行う評価項目について、事務局から評価項目を提案させていただいて、意見を反映して評価表を完成させるということで話を進めております。

主な委員さんの意見としましては、「給食は両方とも提供方式に大差はなかった」、「アレルギー対応についての児童生徒全体の2%を見込んでいるということだが、今後、10%まで上がるのではないかという見解もある」、「アレルギー調理の必要な設備は、対象数の増加を見込んだものとしたほうが良い」、「更新を踏まえて、給食室の更新を考える必要があるだろう」というご意見がだされました。ある委員さんは、市内の私有地を見ていただいた中では、「実際に、活用できる私有地もあるのではないか」というご意見もいただいております。

評価表につきましては、見ていただいた中で「明らかに両方を満たすような評価は比較がしづらい」、「どちらがどう魅力があるかという視点も必要」ということで、「最終評価を行うにあたり、コスト面も評価表に含めたほうがいいだろう」ということで、評価表については再検討することになり、今、再検討しているところでございます。

今後の予定としましては、第4回に評価表の評価項目の確認や最終評価の実施ということで、日程は、今、調整を続けているところでございまして、決定はされておりませんが11月後半から12月中旬までの間に開きたいと思っています。

委員さんとして、方向性を確認しまして報告書を教育委員会に提出していただくということが最終目的でございまして、その後の教育委員会会議で方向性を確認し、総合教育会議で意見調整を行い、教育員会議で決定をしていきたいと思っています。

議会説明は、年明け1月以降になるであろうと考えております。

簡単ではありますが、第3回の内容についてご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。皆さんのほうから、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 前回の委員会では、評価項目についてもう少し特色が分かるような評価項目を考えてほしいという要望があったわけなのですが、それについては、どのような検討がされているのか教えていただきたいです。

○教育総務課長 評価項目の内容については、確かに比較しづらいというところがございますので、もう少し具体的に比較ができるような内容に基準を変えていくところを検討しています。

もう1つは、今までの保護者アンケートですとか、そういったところから、自校の良さ、センターの良さがだされた中で、そこが比較できるような項目もできないかという意見もございましたので、そういったところも今、見直しをさせていただいて、アンケートの中からどんなものを拾えるかということを検討しているところでございます。

○委員 今、評価表というお話ができましたけれども、私も前回の会議に参加させていただいての感想ということになってしまうのですが、評価ももちろん大切なのですが、検討という中身についていろいろな専門家の方々が、具体的なお意見をだしてくださっていたことがとても印象的で、どちらにするかということもあるのでしょうけれども、センター方式にした場合と自校方式にした場合の具体的にどういうところが不便なのか、どうすれば改善できるのかとか、そういうご意見をいただいているところがとても貴重だと思いました。

ですので、評価表はもちろん大切というところもありますが、例えば、具体的なお話があったと思うのですが、センター方式と自校方式、全く同じ条件で概算を立てた場合、実際にはセンター方式と同じ設備のものを、そのまま各学校にもっていくということは不可能に近いという話がありました。

例えば、センターであればたくさんのシンクを設置して、用途ごとに使い分けることができるが、学校にセンターと同じようなものを作ったとしても、広さの関係や施設の面積の関係からシンクを幾

つも作ることは難しいので、シンクの中にボールのようなもので分けて使わなくてはいけないなどのお話を聞いたところでも、やはりここで協議する内容とは違った視点で見ていただけているというところが、とても良かったと思いました。

ですので、どちらにするかということももちろん大切なのですが、そこにたどり着くまでのいろいろな専門家のご意見がたくさん広められるということがいいと思いました。

○教育総務課長 貴重なご意見をいただいておりますので、その辺はしっかりと整理をしまして、今後に繋げていけるよう考えていければいいと思っております。

○教育長 ほかに、ご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員 項目の中に、食育というものがあつたのですが、この辺についてなかなか検討が難しいと思いました。調理員さんとの交流や作っているものに対しての匂いをテーマにあげていたのですが、先ほど、教育長からお話があつたSDG sの中でも社会の課題のような世界レベルでのみんなの共通の認識のようなものではなく、美味しい給食という意味合いがグルメな美味しいものを作ることではなく、美味しく感じるという過程が食育なのかと思います。

例えば、作ってくださっている方の思いやSDG sの12番のつくる責任とつかう責任というところで、フードロスというものがあがってきていると思うのですが、世の中には、日本のように豊かではない国がたくさんあって、食べ物に困っている人がいる中で、自分たちがこういうものをいただけるという気持ちを持った上での給食というのが美味しいということに繋がるのかと思います。

ですので、食育というのも国語や算数の教科書と同じように年齢に応じた教育というか教え方があっていいような気がします。小さい子供たちにとっては、いい匂いがするというののが食育なのかもしれませんが、高学年や中学生の子供たちにとってはそういうことではなく、もう少し、社会の課題などに触れる中で、食育や美味しい給食というところにたどり着けるような食育ができるといいのだらうと感じました。

○教育総務課長 ありがとうございます。栄養士さんが食育のことをみどり市全体でやり始めていただいてから、残食も多少減ってきているように感じています。

全体的には、統一した食育指導ということが、最初はあまり身近に感じなかったのですが、学校に出ていって同じ指導をしていただいているので、そういうところで少しずつ成果がでてきているのではないかと感じています。

これからも、そういった身近に感じられるような施策や事業を取り入れていくと働いている方も身近に感じ、それから、GIGAスクールの関係で調理員さんとの交流ができれば、それも1つの成果かと思いますので、その辺は少し力を入れていきたいと思っています。

○教育長 食育については、評価事項の16から18に書いてあるのですが、食育指導ということ、あるいは食育というところに対し、イメージ的に捉えてしまっていると思いますが、そうではなく、今、山同委員さんがおっしゃったように、私たちが生きていく上で食べ物を食べるということはどう

ということなのかというところを含めた形でものが食育ということで考えた時に、食育というのは学校給食だけで行うのではなく、家庭の中でもしっかり行われるべきものだろうというところもあります。

ですので、学校給食の中で食育を進めていく分、学校給食の中で達成できるもの、あるいは達成しなければならないのはどういう点なのかというところをしっかりと洗い出した上でやっていかないと、なんとなく匂いがすれば食育であるということではなく、しっかりと捉えていくと、評価する項目が違って来るのだろうと思っています。

当然、学校給食の中でできる食育指導というのは限られているところもありますが、学校給食をとおすことで効果が上がるものもあるのだと思います。そんなところを、栄養士さんにもよく確認をしていただいて、限られた機会の中ではあるけれども、給食をとおして培うべき力、育てたい力というのはこういうことなのだというところあたりを見た時に、何をしなければならないのか、そうした場合には、そのしなければならない部分について自校方式だとかいうことができる、センター方式だとかいうことができるというところあたりを見ていかないと、客観的な評価にはならないと思います。

それから、広く市民の皆さんにこの検討委員会で検討した内容はどういうことであって、専門家の立場から見るとこういう視点もあるのだと、大きく皆さんに分かりやすい報告書になっていないといけないのだろうと思っていますから、ぜひ、そんな視点も踏まえた上で仕上げていただけるといいと思います。

○教育総務課長 はい。

○教育長 それから、総合教育会議の中でも各委員さんからそれぞれだされた部分については記録をとっていると思いますから、それも加味した形で進めていただくということで、よろしいでしょうか。

○教育総務課長 はい。

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。



◎日程第4 議案第39号 教育長の臨時代理に関する承認について(工事請負契約の締結について)

○教育長 続きまして、日程第4、議案第39号、教育長の臨時代理に関する承認について(工事請負契約の締結について)を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 3つの締結があるのですが、新築工事というのは建物と分かるのですが、電気設備工事と機

械設備工事は、具体的にイメージが分からないので、教えていただけますか。

○教育総務課長 電気設備工事につきましては、太陽光発電ですとか、配線などの電気に関する一連の工事です。

機械設備工事につきましては、エアコンや水道などの設備についての工事です。

○委員 そうすると、G I G Aスクールについての工事は一緒にやらないのですか。

○教育総務課長 もちろん、設備の中で取り入れていきますので、G I G Aスクールについても電気設備にあたる場所は電気設備、機械設備にあたる場所は機械設備と組み込んでやっていく予定です。

○委員 そうすると、G I G Aスクール構想のほうが先に走っているので、G I G Aスクール構想の予算の中には、笠懸西小学校（仮称）の分は入っていないくて、あとから、ここに入ってくるという形なのでしょうか。

○教育総務課長 今回のG I G Aスクールについては、今年度予算という部分にあたりますので、新築工事につきましては新築工事全体の予算の中で一緒に追加してやっていくということになります。

○委員 契約方法のところで、条件付一般競争入札（事後審査方式）とあるのですが、それは具体的にどのような方式なのか教えていただけますか。

○教育総務課長 例えば、建築工事にあたりますと、条件付きはエリアを指定して、地区の中である一定の条件を満たした会社がこの入札に応募できますという条件をつけて行います。

今回は、桐生、太田、館林、伊勢崎、土木事務所管内で、今まで工事をした総合評価点というものがございまして、その評価点が950点以上ある会社が応募できるというような条件をつけさせていただいております。今回は、ジョイントベンチャーですので、まず親会社があってそのほか参加資格としては市内業者が2社入れるというような条件もつけて、全体的には市の業者も入れるように考えながら条件をつけていったということが条件付きということになります。

その事後審査ということで、条件がしっかりと整っているかどうかを何日かけて審査をしていき、大丈夫であれば仮契約にもっていくということで、その期間を設けて事後審査方式ということをやらせていただきました。

○委員 そうしますと、契約前に入札の時には、いわゆる親会社というところと総合評価点で資格を審査したということで、関係する会社については事後審査ということですか。

○教育総務課長 まず、ジョイントベンチャーで組む親会社があって、そこは今、お伝えしたとおりの総合評価点なのですが、それ以外に構成員としてなる2社についての条件は、市内本店または桐生市内に本店がある、A等級に該当する構成員が1社。もう1社は、市内に本店を有するA等級かB等級の業者ということで、それぞれの構成員にも別の条件をつけさせていただいて、その中で組んでいただいて入札していただくという形をとらせていただきました。ですから、条件的には、少し違います。

○委員 違うけれども、それぞれ評価をしてやっているということですね。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第4、議案第39号、教育長の臨時代理に関する承認について（工事請負契約の締結について）、本案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。



◎日程第5 議案第40号 教育長の臨時代理に関する承認について（財産の取得について）

○教育長 続きまして、日程第5、議案第40号、教育長の臨時代理に関する承認について（財産の取得について）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員 合計の赤い数字の金額は、上の赤い数字だけを足したものの合計ですか。それとも全部の合計でよろしいでしょうか。

〔少し間あり〕

○委員 すみません。私の見間違いですね。1番と2番の合計が上ということですね。

○教育長 そうです。分かりにくい書き方で申しわけありません。

○学校教育課長 申しわけありません。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 財産の取得についての5番の契約方法が随意契約で、入札ではないのかというところがあるかと思いますが、これについては、群馬県が共同調達という方式をとってプロポーザル方式で、この会社の提案が価格的にも内容的にも1番良いということで、県のほうで採択をしていただいた分をみどり市が受けるということになります。

みどり市とすると、入札やプロポーザルという形ではなく、県が決めた部分についてその会社と契約をするという形になりますので、随意契約となっているところが少し違うところです。

○委員 購入する端末は、だいたい何年くらい使うことになっているのでしょうか。

○学校教育課長 現段階では、5年間使用する予定になっております。

○委員 5年後には、新たなものを購入するイメージなのか、まだ使えそうなら使うというイメージなののでしょうか。

○学校教育課長 この辺につきましては、国のほうからまた5年後に補助がでるかどうかによっても大きく変わるのですが、県のほうでも5年後になると各ご家庭で揃えていただくようになるだとか、いろいろな案がでておりますので、国の動きや県の動きを見ながらこちらも検討していきたいと考えております。

○委員 転校する時には、どんなふうになりますか。中に何か書き込んだりしていくのは、メモリとして残るのでしょうか。

○学校教育課長 こちらのものについては、クラウドといってインターネット上にありますので、その生徒がやったものは全てインターネット上に保存されるようになります。ただ、タブレットは学校のもので、別の学校に持って行けず向こうの学校で端末も違う場合もありますので、その辺を持って行くことは現段階では難しいと考えております。

○委員 これから、このタブレットがとても大事な位置を占めてくると、そういうこともあるのかなと思います。

転校した時に、今までの学習の積み重ねたものやあそこのこれを見た時にこういうふうに勉強してこう感じたのだよなというのが、クラウドに残るのだとすると、それが、そのお子さんにとってはずっと継続している学習の中の1つの材料かと思うので、そういうところが段々、精熟していくことになると思います。

○教育長 今の部分は、山同委員さんのおっしゃるとおりで、その辺のところのデータの互換性やデータをどう持っていくかというところについても、検討していかなければならない部分になるのではないかと思います。

その辺は、県全体の動き、国の動き等を見ながらそのお子さんにとって転校する時に不利にならないように、しっかりと配慮していく必要があるかと思っています。全てを等しく繋ぐということが良いのか、そうではないのかというところもあったりするでしょうから、個別に対応したり、必要があればデータをメモリに落としてメモリとして持たせて、転校先の学校に資料として送るということも、今後、可能性としてはあると思います。

転校する時は、成績や指導の記録については、ペーパーで起こしたものを全て転校先の学校に送るということが定められていますので、それに準ずる形として、学習した貴重な情報などについて、繋いでいく必要があるということになってくれば、そこも繋いでいく必要がでてくると思います。しかし、まだそこまで国のほうも追いついていないというところもあると思います。

○委員 タブレットやスマホは、あまり有線のイメージはないのですが、Wi-Fiは、箇所によっては弱く、ZOOMなどを使っていると画像が止まってしまったり、音声が途切れてしまったりとい

うことで、結構不具合がでたりするのですが、Wi-Fiの強さはほかで使っているものとは違うとか、そういうことではないのでしょうか。

あるいは、有線を繋ぐ設備も各教室に整って、ネットワーク環境整備をされるのでしょうか。

○学校教育課長 2枚目にお示ししてありますネットワーク環境整備で、アクセスポイントは40台繋げるものです。ネットワークの量についても、全員が動画を見てもスムーズという大きさを工事をお願いしてある状態です。

○委員 不具合というのは、あまり考えなくてもいいのでしょうか。

○学校教育課長 不具合は、でないような形で設計をしている状態です。

○教育長 教室内で行われる場合には、まず間違いなくいくだろうというところと、体育館等に行った場合や校庭にでてやりたい場合については、モバイルタイプのWi-Fi、アクセスポイントをセットしたようなものを持ちながら学習ができるようにというところは検討しています。

ただ、家庭にお子さんが持って帰って、家庭で同じように動くかということと家庭の通信環境が影響を受けるところがでてくると思いますが、学校でやっている範囲については、全部のお子さんがしっかりとした環境の中でできるであろうというもとで設計されているということですね。

○学校教育課長 はい。設計はされています。

○委員 うちでは、時間帯によって皆が使う時間帯が集中してしまうと止まってしまったり、入れなかったりする時がありまして、多分、記録が集中してしまうとそうなるのだらうなと思っていたので、Wi-Fiの容量や契約の内容によっては、気にせずにできる容量だということでしたので安心しました。

○委員 大きさ的には、どのサイズぐらいを考えればよろしいでしょうか。

〔少し間あり〕

○学校教育課長 後ほどで、よろしいでしょうか。

○教育長 今、手持ちがないようですので、確認をして、後ほど話をさせていただきたいと思います。

○委員 学校の机に教科書とノートとこれを置くことになる、そんなに大きくはないと思います。

○教育長 基本的には、A4ノート型となるので、この紙の範囲に収まる形で、捉えていただく形になると思っていますから、後ほど、課長のほうから話をします。

そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 いずれにしても、ようやく動き出したというところでもありますので、また、それぞれの部分でお話をさせていただきます。

見つかりましたか。

○学校教育課長 画面が11.6インチです。

○委員 これが13インチくらいです。これよりも小さいと思います。

○教育長 それは、A4より大きいですね。

○委員 そうですね。少し大きいぐらいですね。

○教育長 基本的に、私が使っているタブレットと同じ大きさになると思います。

基本的には、ノートタイプなので画面が出たままではなく、蓋が閉じられてノート型のように使えたり、反対側に山折りすると立てられたり、取り外すこともできるということです。

○学校教育課長 取り外しはできません。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第5、議案第40号、教育長の臨時代理に関する承認について（財産の取得について）、本案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

◎日程第6 議案第41号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和2年度教育費一般会計補正予算（補正第4号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））

○教育長 続きまして、日程第6、議案第41号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和2年度教育費一般会計補正予算（補正第4号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、各担当課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育部長 概要説明〕

〔学校教育課長 提案説明〕

〔社会教育課長 提案説明〕

〔文化財課長 提案説明〕

〔富弘美術館事務長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。皆さんの説明が、分かりにくい説明だったという印象でありますので、例えば、今あった28万円を計上しましたということですが、予算のほうでいくと、どこの28万円にあたるのですか。

○富弘美術館事務長 4番の企画・展示事業の78万円の中に含まれております。

○教育長 これが28万円、残り50万円はどこですか。

○富弘美術館事務長 映像コンテンツ制作費です。

○委員 医療従事者、福祉従事者に国のほうから5万円という慰労金が出ているのですけれども、幼

稚園従事者慰労金については市の単独の補助という形でしょうか。

○学校教育課長 市の単独で、臨時交付金にあたる事業者等への支援のところになります。

○委員 保育施設等従事者支援のほうのお金は、どうですか。

○学校教育課長 こども課のほうでしています。

○教育長 16番についてですね。

そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 続いて、社会教育課の説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 デジタル図書について質問なのですが、制限があるものとないものという話があったのですが、デジタル図書を1冊購入した場合、利用者は1人しか使えないのですか。デジタルなので、大勢の人がいっぺんに読めるというイメージがあります。

○社会教育課長 デジタル図書においても、言い方は冊なのかタイトルなのかというのはありますけれども、本と同じイメージで考えていただいて、普通に購入すると1タイトル1冊分購入させていただきます。特に、大きく使う学校等では1つのタイトルについて50までいいとか、100までいいという契約ももちろんできます。図書館においても、今、紙の本を2冊ずつ買っているということもありますので、そういう必要のある本については2冊分という購入をしていきます。1タイトル1冊というのは、紙の本と全く同じ考え方でやり取りをしています。

○教育長 結局、A君が借りてしまうと、借りている間はBさんは借りられないという状況ですね。

○社会教育課長 本によっては、2冊ありますよという表示もできます。

○委員 2冊購入していれば、A君もBさんも借りられるということですね。それから、制限があるというお話がありましたけれども、例えば、辞典や月刊誌のようなものはどうですか。

○社会教育課長 本を決めているというよりは、その本の電子図書を出版しているところがどう考えているかになるので、例えば、夏目漱石については制限なしでいい本に分類しますと言っていただければ、1回タイトルを購入してしまえばずっと使えるということになりますし、新刊本については、出版するところが制限ありで売り出すということになれば、1年なのか2年なのか、50回なのか、などの制限が1つ1つにつきますので、そういう本を購入する場合については、本の制限に合わせた購入になってしまうというのが現状です。

○委員 こちらとしては、期間を制限することは難しいわけですね。

○社会教育課長 どちらかというところ、新しい本が制限付きになることが多いので、古い本ばかり集めるのではなく、新しいものも集めたいということで、制限ありのものも購入していきたいということで予算を分けてあります。

○委員 もう1つ質問なのですが、いろいろな事業の中にでてくる役務費のインターネット接続サービス料というのは、年度末までのサービス料ですか。

○社会教育課長 今回については、そうなります。

○教育長 図書は、年間の制限、回数の制限があり、例えば、50回の制限のものを50回貸し出ししてしまうと、それは制限が切れたということでまたその本を買い足さないと、貸せないというところがあります。この辺が、制限ありを買うところの難しさですね。制限なしは、買っておくと、図書館の財産として蓄積できるのだけれども、制限ありは制限が切れると0に戻ってしまいますから、また買い直しをしなくてはなりません。

ただし、新刊が多いのでニーズを考えると、定期的に新刊も入れていく必要があるので、ニーズを見ながら制限なしを2,500冊、制限ありを500冊からスタートしていきたいということです。

○委員 今のに合わせて、もう1つ質問です。これは、電子図書館を作るのか、あるいは各図書館の中にそういうシステムを入れていくという構想なのでしょうか。

○社会教育課長 今、3館あって、3館それぞれに本がありますけれども、この電子図書館については、みどり市の図書館のホームページがありますので、その中に電子図書館のアイコンを作りまして、その中に、皆さんが持っている図書カードの番号と電子図書館利用申請の時に作ったIDの両方を使って入っていただいて本を選んでいただき、手続きに沿ってクリックしていただければ、2週間3冊までというのを予定ではいますが、その冊数が借りられるということになります。

借りている間については、山同さんが借りているということであれば、山同さんしかアクセスできない状況になりますけれども、読む本については、毎回ホームページにアクセスしていただいて、読んでいただくという状況になります。

ですから、3館それぞれに置くというよりはみどり市図書館というホームページの中に図書館ができるというイメージです。

○教育長 それは、クラウドになるのか。それとも、ハードディスクですか。

○社会教育課長 データはクラウドです。自らのパソコンには落ちず、毎回、ホームページにアクセスして読みます。

○委員 例えば、私が2週間借りて普段だったら延滞してしまうこともあるかもしれないけれども、延滞してしまった場合には、2週間後にはアクセスできなくなるというイメージでしょうか。

○社会教育課長 おっしゃるとおりで、2週間という制限がついている時は、本当であれば返しに行かなくてはならないところ、シャットアウトされてしまいます。人気のある本については、そこにリクエストがついていきますので、2週間後、石戸さんが次の番だということになれば、石戸さんのところに借りられますよというメッセージが入ると思います。そこは、詳しく打ち合わせしていないので、分からないのですが。

リクエストがついていない場合については、延長の手続きをしていただければ、また借りられることになります。借りに行く時も、返しに行く時も図書館に行かなくていいので、職員からすると返ってきていませんよと督促をする必要がなくなるというのも1つのメリットです。

督促されると、利用者の方も嫌な思いをする部分もあるかと思いますが、そういう部分がなくなるということになります。

○教育長 借りに行かなくて良いということですので、障がいを持っている方もネットから借りられるし、拡大機能や読み上げ機能もついたりするので、その辺についてはさらに便利になってくると思います。コロナ禍でも図書が貸し出せます。

○委員 それから、出先でも借りられるということですね。本を持って行き忘れて、読めないということはないですね。

○教育長 登録だけしてあれば、旅行先でも読めます。

私から確認なのですが、W i - F i 環境については、どこも同じ環境で施設の大きさによって少し容量が変わってくるので、それに対する経費が変わってきているという考え方で、ここに載せているものについては、同じ規格のものが施設の大きさによって5台必要なところ、小さい施設については1台という形での機械の見方とそれに伴う工事費と維持管理費ということで、よろしいでしょうか。

○社会教育課長 そのとおりです。公民館関係については、アクセスポイントで全館が使えるようにしてありますし、体育館についてもフロア全面が使えるようにしてありますけれども、普段の活動の中で、それを使うということはないと思いますので、そういう部分の細かな調整はさせていただいていますが、1つのアクセスポイントに対して、50回線ぐらい繋げられるものということで入れてあります。

○教育長 ということは、施設の広さと利用者の状況を勘案して、必要機材を設置しているということで、経費がそれぞれ違ってはいますが、同じ規格のものをに入れていて必要台数によって差が出ているということですね。

○社会教育課長 それぞれ、業者に施設を見ていただいて見積りをいただきました。

○委員 3番のW i - F i 設置によるオンライン化・避難所機能強化対策ということで、避難所機能強化対策の中で、4ページの1番の公民館維持管理事業の中の予算が立てられているのだと思うのですが、避難した時にだけW i - F i が使えるのか、あるいは公民館を利用する方はいつでも使えるのか、どちらですか。

○社会教育課長 それぞれの施設で常時使えるように考えております。特に、図書館、公民館、多世代等については、県でもオンライン会議やオンライン研修や講座も開かれていますので、そういうのにも対応できるように、常時使っていただこうと思っております。利用ルールについては、各館で決めていただかなければなりません。

○委員 そうなると、ここにはでていない大間々東中の体育館はW i - F i 設置は別の予算でできていて、子供たちの利用は可能だと思うのですが、例えば、その体育館を社会教育という感じで夕方、借りる場合にはそのW i - F i サービスは受けられるイメージでしょうか。

○社会教育課長 最初に、部長のほうからお話をいただきましたけれども、指定避難所として市民体育館と大間々東中とあずま小の体育館が指定されているのですが、そのうちの市民体育館についてはこの中で整備させていただきます。

2つについては、学校のG I G Aスクール構想の中で、アクセスポイントやモバイルのW i - F i

等がありますので、必要に応じてそれを持って行くという対応をさせていただければと考えております。日常的な社会教育の学校開放の中で、それが必要かと言われると、バスケットをするのにバスケットの画面を見ながら参考にとというのは考えられなくはないですけれども、常時あるのかなという部分がありまして、この中では、常時、整備するということでは今はない状況になっております。

○教育長 そうしますと、市民体育館については災害用という形で入れていきますので、場合によると来た人はいつも使える形になるけれども、学校の体育館はW i - F i がとんでいまして、体育の授業の時に先生方がアクセスポイントを持って行って、体育館で使えるようにします。

通常、社会教育で利用する施設には、アクセスポイントを持って行っていないですから、大間々東中もあずま小も使えません。

ただし、避難所になった場合には、そこにアクセスポイントを持って行って皆さん使ってくださいという形になるイメージというふうに捉えていただき、今回入れる部分とG I G Aスクールで入れる部分で経費が無駄にならないよう、できるだけ合理化するという形なので、まだまだこれから先々、充実させていかなければいけないところはあると思いますが、とりあえず、こんな形で動いていきたいというところで理解いただけるとありがたいです。

○委員 避難所機能強化というところで、どちらかというと避難所については教育委員会よりも危機管理課のほうの対応になると思うのですが、そういったところの調整というのを含まれた案なのでしょうか。

○社会教育課長 そのとおりでありまして、最初のところではこの市民体育館は入っていなかったのですが、全体で協議をしたところ、特に、拠点避難所については線が必要であろうということで、市民体育館も大間々東中もあずま小も見積りをとったところ、思ったよりもお金がかかるということができました。G I G Aスクール構想では、移動できるアクセスポイントがあるということで、大間々東中とあずま小が避難所になった時にそれを持って行けば避難所としては使えるので、そのようにしていきたいということで打ち合わせをして、このようになってきました。

○委員 G I G Aスクールがここに入ったということですね。

○教育長 ですので、その施設によると快適なW i - F i 環境が整うかということ、そうでなく、充電施設がまとめてあるのと同じように、あるW i - F i のアクセスポイントがある近くに行けばとれますけれども、外に行ったらとれないというところもありますので、この辺はご理解いただきつつ、徐々にいつか進歩してくれば、どこでもという形になると思います。

まだ、初期段階ですので制限付きではありますけれども、使える環境を整えていこうということです。ただ、笠懸公民館でW i - F i を設定したら東公民館でも使えるかということ、そうではなく、それぞれのアクセスポイントにパスワードを入れないといけません。

当然、避難所になればここで使うためには、このパスワードを使ってくださいという紙を貼っておきますので、それぞれ登録していただかないといけません。

ですので、これを入れていただくことで、公民館に行く時に子供たちがタブレットを持って行けば、

子供たちもそこで学習ができるという形で、岩宿博物館も富弘美術館もそうです。学習を広げられるという意味では教育施設に入れていただいたという意義は非常に大きいと思います。

全体で、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 学校図書室の本も、ゆくゆくはデジタルになるのでしょうか。

○教育長 考え方とすると、基本的に1人1台端末構想というのは、全国で動きますので、図書のデジタル化も一挙にインフラが整ってくると思います。そうなってくると、1冊単価が下がってきたりして、学校の場合については、特に昔の本や童話はほとんどフリーになっていますから、安い単価で1回入れてしまえばできるというのはあります。

そうなってくると、学校で持つというよりも図書館が持っていて、子供たちはそこに行けば学校の図書室でなくても見られるというような環境にしていければいいと思います。そうなってくると、より一層、学校の図書室と市の図書館、もっと言うと、県の図書館の垣根が段々なくなってくる間隔になってくるのが想定されますが、まだそこまでは全体像が見えません。

○社会教育課長 はい。先ほどもお話ししましたが、1つのタイトルに対して、何人までアクセスできるという権利ももちろん売っていますので、そういうのをうまく購入すれば、それを学校図書で購入するのか、図書館のほうで購入するのかというのは、まだそこまで打ち合わせをさせていただいていないですし、教育長が言うように、まだ7月の調査で全国で100ぐらいしか電子図書館は動いていません。

そこから100ぐらいふえましたが、まだ110ぐらいの話の中で動いていますので、それがもう少し広まってくれば、1冊単価も下がってくるでしょうし、そうなれば、50人単位で買っても、今よりも安く買えると思います。そうなってくれば、また、考え方も変わってくるのかと思うのですが、それを全て図書館の予算で購入してくださいということになると、ほかのほうに手が回らなくなってしまったりということもありますので、課題ではありますが追い追い調整をしながら協力をしていきたい分野のものと考えております。

○教育長 方向性としては、十分可能性はでてくると思います。

○委員 富弘美術館のカフェ販売事業のところなのですが、容器代ということですが、今、私もそちらの方面に行くことが結構あって、美術館もこれからたくさんの人に見てもらえるチャンスがあるのかなと思っています。今、紅葉も綺麗ですし。

そういう中で、今、おっしゃっていた待ち時間が結構あるというお話でしたが、温かいものが欲しいとか、そういう要望は結構あるのかと思ったので、ここで容器代ということで10万円ですっているのですが、これで足りるのかなというのが1点と、外で飲んでいただいたりすることも想定しているという話の中で、ベンチを2台購入するというお話がありましたけれど、足りるのでしょうか。

○富弘美術館事務長 ベンチは、置く場所が限られているので、置けても2台かと思っています。それと、テーブルと椅子を十数台持っていて、もともとベンチは遊歩道などに置いてあるので、あと2台あればいいと思っています。

それから、容器についてですけれども、確かに今は寒いので、温かいコーヒーを飲みたいという方もいらっしゃると思います。待っている間にカフェだけを開けてほしいというご要望があれば、体温だけ測らせていただいて、中で買っていただくこともできます。

それから、臨時休館していたこともあって予算が残っているので、あと10万円ぐらいあれば今年度は足りると思っています。テイクアウトにも力を入れていくのですが、中で食べるのもパーティションでふやしていこうと思っていますので、それが半々ぐらいになれば10万円で足りると思っています。

○委員 やはり、美術館ですから、飲みながら鑑賞するのは難しいと思いますので、待っている時間や見終わった時間の余韻を楽しむ時も飲み物や食べ物があるといいというイメージがあります。待っている時間について、1回中に入るといのが手間といいますか、食べ物を全面的に表にだすというのは難しいですか。

○富弘美術館事務長 外で販売するのは、人がいればやりたいと思っています。今、人が足りないのので、外に持って行くことができませんが、人手があればそういうのも積極的にやっていければと思っています。

○委員 待っていただいている間に、デジタル化したものを見ながら予習をして待っていただければ、益々魅力を伝えやすいかと思います。

○教育長 今回、教育部とすると、臨時交付金を使った形での令和2年12月補正で行います3号補正の中で、教育部に関係することが大きく予算を使わせていただいて、充実できるということについては、大変ありがたいと思っています。

こういう機会でなければ、Wi-Fiを設置したり、電子図書を進めたりということはできなかった部分があるので、これらについてもそうですし、映像コンテンツについても、これまでもやりたかったりした部分があるのですけれども、どうしてもお金がかかってできなかったところが、今回、交付金を使うことでコロナ対策、ウィズコロナ、アフターコロナに備えての臨時交付金が使え動きになってきた部分があったので、今回、合わせてださせていただきました。

○委員 最後のミュージアムの魅力発信とあるのですが、これと今回の補正はどう関係しているのでしょうか。

○富弘美術館事務長 こちらにあげているものが、今回の補正金額になっているのですけれども、1つ1つは分かりにくいと思っています。こういう目的でやるということを1枚紙にさせていただきましたが、9ページのほうに合わせて、もう一度つけ加えさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、2番の運営事業のところ、11節と14節がWi-Fiになります。ミュージアム魅力創出事業の紙でいうと、真ん中のWi-Fi整備に繋がります。次の、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な備品購入ということで36万円というのが、左側のパーティション8台分とベンチで合わせて36万円です。

続いて、3番の富弘美術館維持管理事業40万円でございますけれども、こちらは1枚紙の右側の

花植栽に40万円。この中には剪定も含んでいるということになっております。

それから、4番の企画・展示事業で78万円でございますけれども、こちらは先ほどの映像コンテンツ制作で50万円。それから、フォトスポットということで、大型の作品パネル制作費28万円を合わせて、78万円となっております。

それから、5番のカフェ販売事業の10万円がテイクアウト容器購入代ということになっております。

それらを全部合わせると、267万3,000円となっております。

○教育長 できるだけ分かりやすく視覚的に作っているのですが。

○委員 最初に思ったのは、こういった不足した事業は別に走っていて、その中の創出事業の一部を補正でやるのかと思ったものですから。267万3,000円というのは合っているということが分かりました。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第6、議案第41号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和2年度教育費一般会計補正予算（補正第4号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第3号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時17分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 岩 野 ひ ろ み